

船舶事故調査報告書

平成26年11月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年7月11日 07時00分ごろ
発生場所	青森県東 ^{ひがしどおり} 通 ^{しつかり} 村尻 ^{しつかり} 漁港南南東方沖 東通村所在の尻屋漁港東防波堤灯台から真方位171° 3.6海里 付近 （概位 北緯41° 20.1′ 東経141° 28.1′）
事故調査の経過	平成26年7月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第七 ^{ちやうえい} 長榮丸、19トン AM2-7039（漁船登録番号）、個人所有 22.24m (Lr) × 4.98m × 1.36m、軽合金 ディーゼル機関、569kW（動力漁船登録票による）、平成15年 10月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年3月17日 免許証交付日 平成22年2月10日 （平成27年3月16日まで有効） 甲板員A 男性 26歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし

事故の経過

本船は、船長、甲板員Aほか甲板員11人が乗り組み、尻労漁港南南東方沖に設置している定置網において、平成26年7月11日06時00分ごろから操業を開始した。

本船は、それぞれ定置網の一部である登り網と箱網の間に入り、箱網の魚を奥に、更に、箱網の狭く絞られた部分（ジョーゴ）から金庫に追い込む作業を開始した。（図1参照）

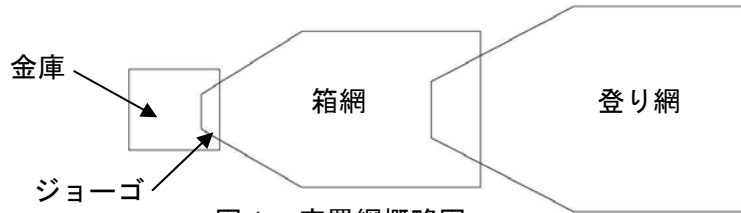


図1 定置網概略図

本船は、魚を金庫に追い込みながら、金庫に着いたが、魚がジョーゴの網の目にかかったため、乗組員が左舷側で船首尾方向に一直列となって魚をジョーゴの網の目から外す作業を行う一方、左舷側前部のキャプスタン（以下「1号キャプスタン」という。）及び操舵室の左舷側のキャプスタンで金庫両側の巻きロープの巻揚げ作業を開始した。

甲板員Aは、1号キャプスタンの前方側のドラムを使用して巻きロープの巻揚げ作業を行おうとし、ドラムに5回ほど巻いてたつに止められていたロープが時計回りに巻かれているものと思い、たつ側ロープのドラム部分寄りを右手で持ち、左手で操作レバーを前方に倒して時計回りにドラムを回転させ、巻揚げ作業を開始しようとしたところ、07時00分ごろ右手の人差し指と中指がロープとドラムとの間に挟まれた。

甲板員Aは、すぐに左手で操作レバーを中立にし、更に後方に倒してドラムを逆回転させ、右手の指を巻きロープとドラムの間から抜いた。

（写真1、写真2、図2参照）

1号キャプスタン

キャプスタン



写真1 キャプスタン設置状況

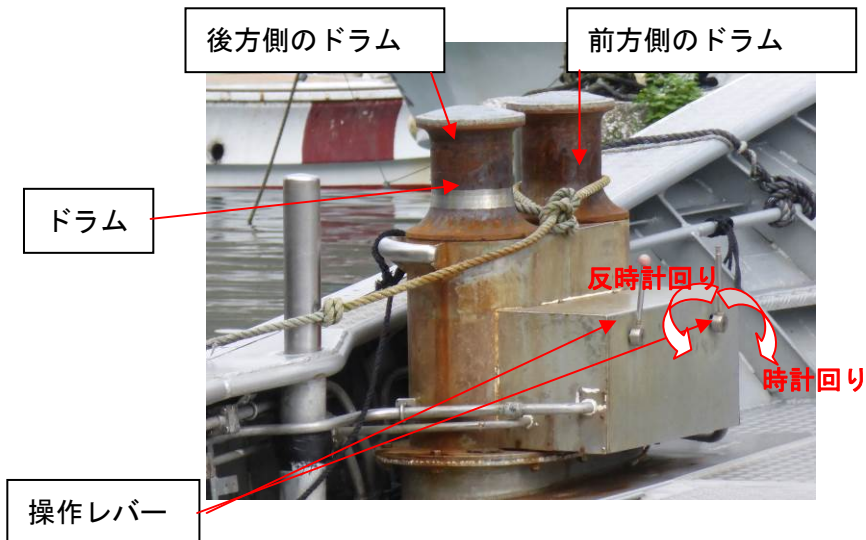


写真2 1号キャプスタン

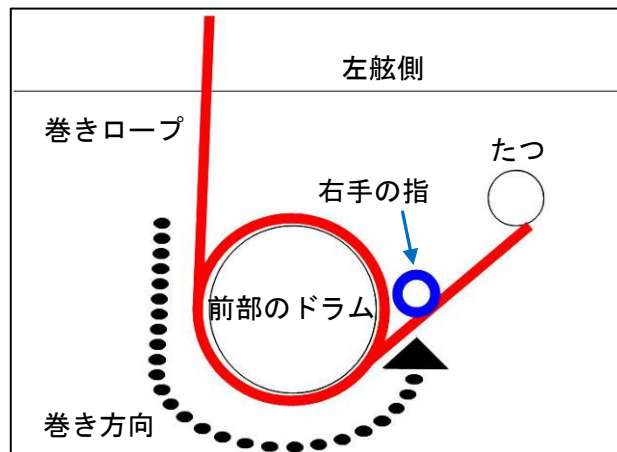


図2 負傷状況

船長は、本事故の発生を家族に連絡し、甲板員Aは、待機していた救急車に引き継がれ、病院へ搬送された。

甲板員Aは、右手人差し指の第一関節から先を切除し、中指の縫合手術を受けた。

気象・海象

気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好
海象：海上 平穏

その他の事項

定置網は、登り網、箱網、金庫等から構成され、漁獲の方法は、船が金庫付近に着けば、船はその位置にとどまり、金庫両側の巻きロープを1号キャプスタン及び操舵室横のキャプスタンで巻き揚げて金庫の先端に魚を追い込み、クレーンに取り付けた大型のたもで魚をすくい取っていた。

本船のキャプスタンは、前部、中央部、操舵室横及び船尾部の左舷側の4か所に設置してあり、各キャプスタンには、前後に2個のドラムがあり、船体中央側面に1個ずつ設置されている各ドラム用の操作

	<p>レバーにより、垂直状態で停止、前方側に倒せばドラムが時計回りに、後方側に倒せば反時計回りに回転するようになっており、倒す角度を変えることにより回転速度を調整することができるようになっていた。</p> <p>甲板員Aは、約7年間定置網漁業に従事していた。</p> <p>巻きロープは、直径が約24mmであり、通常、ドラムには4～5回巻かれており、本事故時、反時計回りに巻かれていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、尻労漁港南南東方沖において、定置網漁の操業中、甲板員Aが、1号キャプスタンの前部のドラムを使用して巻きロープの巻揚げ作業を行おうとし、ドラムに反時計回りに巻いてたつに止められていたたつ側ロープのドラム部分寄りを右手で持ち、左手で操作レバーを操作して時計回りにドラムを回転させたことから、右手の人差し指と中指がロープと回転したドラムとの間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、ドラムに巻かれたロープが時計回りに巻かれているものと思い込んでいたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、尻労漁港南南東方沖において、定置網漁の操業中、甲板員Aが、1号キャプスタンの前部のドラムを使用して巻きロープの巻揚げ作業を行おうとし、ドラムに反時計回りに巻いてたつに止められていたたつ側ロープのドラム部分寄りを右手で持ち、左手で操作レバーを操作して時計回りにドラムを回転させたため、右手の人差し指と中指がロープと回転したドラムとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャプスタンのドラムに巻きロープを巻く際には、ドラム近くのロープを持たないこと。 ・キャプスタンのドラムを回転させる前に、ロープの巻き方向の確認を行うこと。 ・キャプスタンのドラムを回転させる際、最初は、ゆっくりと回転させ、安全を確認してから、通常の回転にすること。 ・操作レバー付近に、回転方向を明示することが望ましい。